京都府地域交響プロジェクト交付金「被災地支援プログラム」の申請受付について

令和5年台風第7号による被害に対し、NPOや自治会等の非営利団体が、府内の被 災地及び被災者の支援を行う活動を、地域交響プロジェクト交付金で支援します。

対象団体

台風第7号による府内被災地において支援活動を行う非営利団体

町内会、自治会、ボランティアグループ、NPO法人、PTA 等 (法人格の有無は問いません)

- * 個人や営利を目的とする団体、特定の政治・思想・暴力団等に関わる団体は対象外です
- * 京都府外の団体でも申請可能です

対象期間

令和5年8月14日(月)から12月28日(木)まで

* この期間に着手し、対象経費の支払いまで完了した事業が対象です

申請受付期 間

令和5年9月6日(水)から12月28日(木)まで

- * 郵送の場合は、申請締切日消印有効
- * 持参の場合は、申請締切日17時まで

申請方法

- ▶ 本プログラムは、活動実施後に実績報告書と併せて交付申請していただきます
- ▶ 団体の所在地がある市役所・町村役場又は広域振興局に、郵送又は持参により必要書類を提出してください
- ▶ 京都市内の場合は、文化生活総務課へ提出してください
- ⇒ 京都府外の団体は、支援活動を実施した地域の広域振興局又は 文化生活総務課へ提出してください
- ▶ 申請様式や提出先等の詳細については、京都府 HP「地域交響プロジェクト交付金(被災地支援プログラム)について」をご確認ください

【京都府HP】(https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/hisaichishien.html)

▶ 申請には、資材の購入等にかかるレシートや領収書、被害の状況や支援活動の様子がわかる写真等も必要です



令和5年8月14日から12月28日までの間に実施された 次のような取組が対象となります。

対象事業費 30万円以内

<京都市内>

*支援活動の実施場所により、交付率が異なります

交付率 〈京都市以外〉

京都府 2/3

十 市町村振興協会 1/3

= 30万円以内

= 20万円以内

<対象事業の例>

災害で発生した土砂・がれきの除去

2/3

• 被災家屋等の清掃作業

京都府

- 被災地への支援物資の発送
- 被災者への心理ケアの実施 など

<対象経費の例>

- ・ブラシ・スコップ等の資材や軍手・長靴等の消耗品代
- がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費
- ボランティアの募集チラシ印刷代、ボランティア保険料
- ・専門家への謝礼や被災地への交通費
- 住民自らが行うことが困難な作業(重機を使った除去作業等)の民間業者 への外注費

(地域住民自らが対応可能な清掃等の活動が、全く伴わない場合は対象外)

・熱中症予防等健康保持のための飲料等の購入費(弁当やお菓子等、その他 食糧品は対象外)

- < **<対象外経費の例> ・**国又は京都府から他の補助金等による支援を受けている経費
 - 被災した家電や家具類、畳など個人資産となるものの修理や買い替え費用
 - アルバイト代等の人件費
- *対象経費の詳細など、よくあるお問合せについては、京都府 HP に QA 方式で随時アッ プしていきます。

京都府HP(https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/hisaichishien.html)

- *地域交響プロジェクトの他のプログラム(重点課題対応プログラム・基盤強化プログ ラム等) に申請されている場合でも、申請することができます
- *台風第7号に係る本プログラムの交付を受けられるのは、1団体当たり1回のみです

問合せ先

京都府 文化生活部 文化生活総務課 (府民協働係) 山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課

丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課

電話 075-414-4453 FAX 075-414-4230

電話 0774-21-2049 FAX 0774-22-8865

電話 0771-24-8430 FAX 0771-24-4683 電話 0773-62-2031 FAX 0773-63-8495

電話 0772-62-4300 FAX 0772-62-5894